

見 附 市 分 別 収 集 計 画

目 次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る区分（第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	6

見附市分別収集計画

令和7年7月28日

1 計画策定の意義

見附市環境基本計画の基本方針に基づき、健全で恵み豊かな環境の保全及び潤いと安らぎのある環境の創造実現を目指し、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済・ライフスタイルを見直し、ごみの出ない循環型社会を形成していく必要がある。本市では平成3年から開始した資源回収、平成16年から導入したごみ有料化、平成18年から開始したプラスチック製容器包装の分別回収により、リサイクルとごみ減量を推進してきた。

本計画は、最終処分量の削減を図る目的で、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集と地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、市民・事業者・行政との協働のもと、これらを達成するためにそれぞれの役割を明確にし、具体的な方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rの推進が図れるとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が進み、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を基本とした地域社会形成
- ・市民、事業所、行政との協働のもと、環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1,064 t	1,054t	1,044t	1,033 t	1,023 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集の実施に当たっては、広報紙、ごみの分け方出し方ガイド及びリーフレット等で周知徹底を図るものとする。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会においては環境教育、学校給食の牛乳パックの回収・リサイクルやごみ処理施設の見学会の開催などの取組みを通してのあらゆる機会を活用する。市民、事業者に対しては、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等のごみ処理状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・3Rの実践

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の「スリーアール」を進めていくことにより、廃棄物の最終処分場のひっ迫および鉱物資源の枯渇に対処し、環境と経済が両立した循環型経済システムの構築を目指す。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る区分（第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
スチール製容器 アルミ製容器	缶						
ガラス製容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">┌───</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───</td> <td style="border: none;">その他の色のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌───	無色のガラス製容器	├───	茶色のガラス製容器	└───	その他の色のガラス製容器	びん
┌───	無色のガラス製容器						
├───	茶色のガラス製容器						
└───	その他の色のガラス製容器						
飲料用紙製容器（アルミ使用なし）	紙パック						
段ボール	段ボール						
その他の紙製容器包装（上記以外のもの）	その他紙製容器包装						
ペットボトル（飲料及びしょう油等を充てん）	ペットボトル						
その他のプラスチック製容器包装	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
スチール製容器	81t	80t	78t	78t	77t
アルミ製容器	34t	34t	34t	33t	33t
無色のガラス製容器	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)
茶色のガラス製容器	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)
その他の色のガラス製容器	283t (283t)	279t (279t)	276t (276t)	272t (272t)	269t (269t)
飲料用紙製容器（アルミ使用なし）	7.3t	7.2t	7.1t	7.1t	7.1t
段ボール	142t	140t	138t	136t	134t
その他の紙製の容器包装（上記以外のもの）	137t (137t)	136t (136t)	135t (135t)	134t (134t)	133t (133t)
ペットボトル（飲料及びびしょう油等用）	102t (102t)	101t (101t)	100t (100t)	99t (99t)	98t (98t)
その他のプラスチック製容器包装（上記以外のもの）	277t (0t)	276t (0t)	275t (0t)	273t (0t)	271t (0t)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

算定方法は以下のとおりである。

直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は「令和4年3月改訂見附市一般廃棄物処理基本計画」を基に、次のとおり設定した。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
予測人口	37,080	36,733	36,386	36,039	35,692
人口変動率	(対前年比) △0.92%	(対前年比) △0.94%	(対前年比) △0.94%	(対前年比) △0.95%	(対前年比) △0.96%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	缶類	資源回収棟回収 ステーション回収	民間業者 市
	アルミ製容器			
びん	無色のガラス製容器	びん類	資源回収棟回収 ステーション回収	民間業者 市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙	飲料用紙製容器（アルミ 使用なし）	紙パック	資源回収棟回収 公共施設等拠点回収	民間業者 市
	段ボール	段ボール	資源回収棟回収 ステーション回収	民間業者 市
	その他の紙製容器包装 （上記以外のもの）	その他紙製容器 包装	資源回収棟回収 ステーション回収	民間業者 市
プラスチック	ペットボトル（飲料及び しょう油等用）	ペットボトル	資源回収棟回収 ステーション回収	民間業者 市
	その他のプラスチック 製容器包装（上記以外の もの）	その他プラスチ ック製容器包装	ステーション回収	民間業者 市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	缶類	オレンジ色 のコンテナ	2t・4tハッカー車 2t・4t 平ボディ車	民間業者 (選別・圧縮・保管)
	アルミ製容器				
びん	無色のガラス製 容器	びん類	青色の コンテナ	2t・4t 平ボディ車	民間業者 (選別・圧縮・保管)
	茶色のガラス製 容器				
	その他のガラス 製容器				
紙	飲料用紙製容器 (アルミ使用なし)	紙パック	収集ボックス	2t・4tハッカー車	民間業者 (選別・圧縮・保管)
	段ボール	段ボール	ひもかけ	2t・4tハッカー車	民間業者 (選別・圧縮・保管)
	その他の紙製容 器包装（上記以外 のもの）	その他紙製 容器包装	ひもかけ 紙袋	2t・4tハッカー車	民間業者 (選別・圧縮・保管)
プラ スチ ック	ペットボトル（飲料及 びしょう油等用）	ペットボトル	透明袋 網かご製容器	2t・4tハッカー車	民間業者 (選別・圧縮・保管)
	その他のプラスチック 製容器包装（上記 以外のもの）	その他プラ スチック製 容器包装	透明袋	2t・4tハッカー車	民間業者 (選別・圧縮・保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

(1) 市民や事業者の意見・要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、環境審議会、収集運搬処理体制会議を開催する。

(2) 広報、環境講座、施設見学を通して、リサイクルの啓発に努める。